

茶共済のおすすめ

まっすぐ
NOSAI

災害収入共済方式



平成 29 年産版



山口県農業共済組合

本所

〒754-0002 山口市小郡下郷 609 番 8
TEL 083-972-7500

厚狭地区支所

〒759-0208 宇部市西宇部南二丁目 15 番 18 号
TEL 0836-41-0002

農林水産省・山口県

<加入基準>

1. 茶農家ごとの出荷数量や生葉代金のデータ提供が農協で可能なこと。
2. 加入農家は5アール以上を栽培し、収穫した生葉を農協にほぼ全量出荷していること。
3. 過去5か年の出荷データがあること。

災害収入共済方式とは

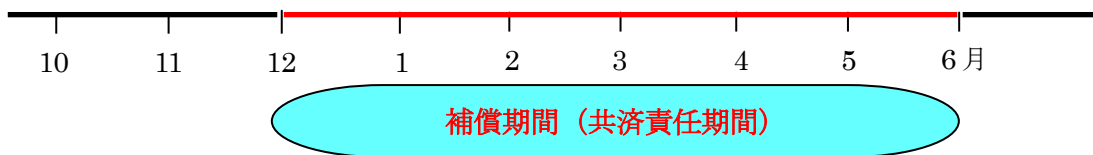
災害により実収穫量が基準収穫量（平年収穫量）より少なく、生葉の生産金額（農家手取金額）が基準生産金額（平年の収入金額）の8割未満になったときに共済金を受け取ることができます。

補償の対象は

一番茶が対象です。

補償期間は

冬芽の生長停止期から一番茶を収穫するまでの期間です。



補償金額は

補償金額（共済金額）は基準生産金額（平年の収入金額）の80%～30%（付保割合）の範囲で選択できます

$$\bullet \text{ 共済金額} = \text{基準生産金額} \times \text{付保割合}$$

掛金は

$$\bullet \text{ 掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

掛金の55%を国が負担します。

支払対象となる災害

凍霜害、寒害、風水害（収穫期の長雨による品質低下を含む）、干害等による自然災害、病虫害、火災、鳥獣害などが対象となります。

共済金の支払は

$$\bullet \text{ 共済金} = (\text{基準生産金額} \times 8割 - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{基準生産金額} \times 8割}$$

共済掛金・共済金の計算例

共済金額（補償金額）から農家負担共済掛金までの計算例					凍霜害で 生葉代金が50万円になった時の共済金は
基準生産金額 ①	共済限度額 ②	付保割合 (選択制)	共済金額 ③	農家負担掛金 ④	⑤ $(100 \times 0.8 - 50) \times \frac{\text{共済金額(契約額)}}{\text{共済限度額(80万円)}}$
		%	万円	円	円
100万円	80万円	80	80	21,240	300,000
		70	70	18,585	262,500
		60	60	15,930	225,000
		50	50	13,275	187,500
		40	40	10,620	150,000
		30	30	7,965	112,500

この表の掛金率は、5.9%です。

①基準生産金額（平年の収入金額＝平年の生葉代金）

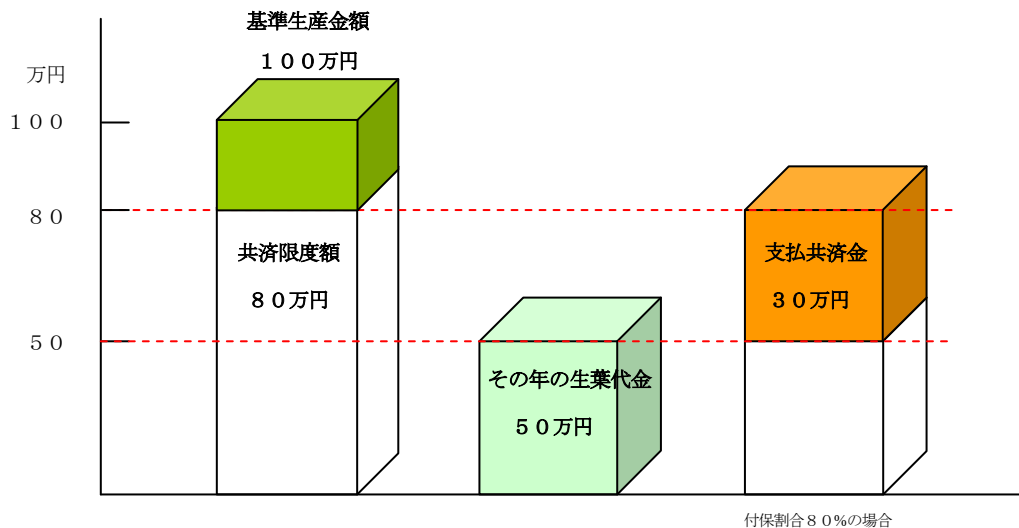
②共済限度額（補償限度額＝基準生産金額の8割）

③共済金額（契約額＝基準生産金額×付保割合）

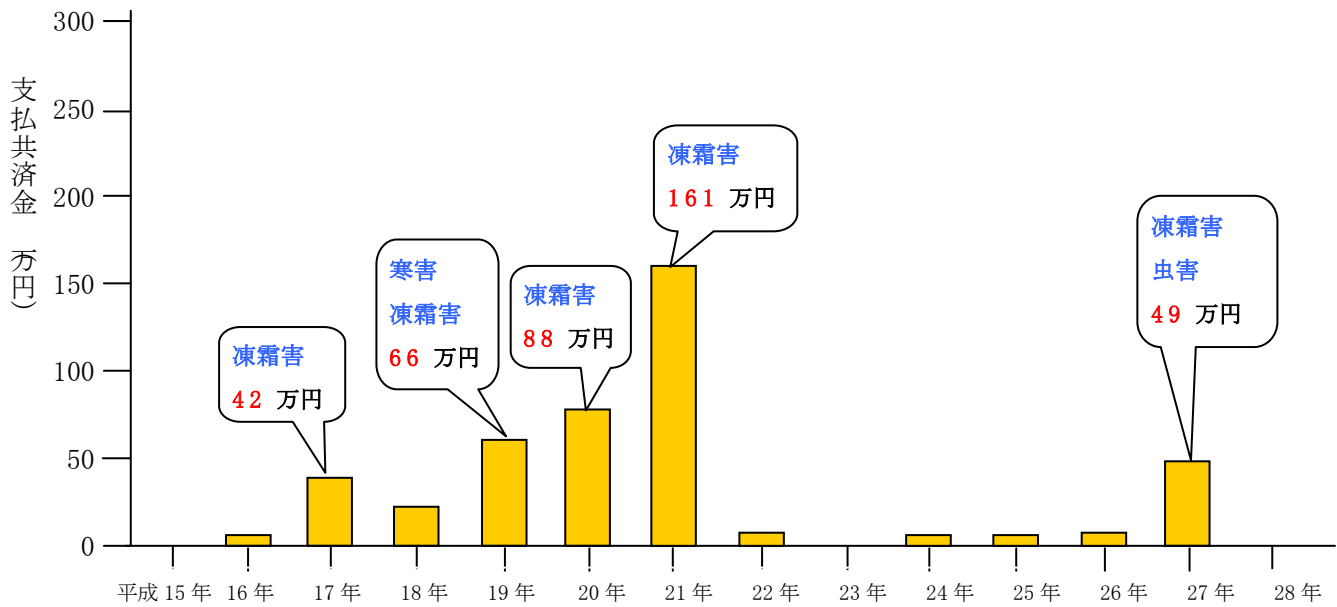
※ 付保割合は80%～30%の範囲で選択できます。

④農家負担掛金＝総共済掛金（共済金額×共済掛金率）－国庫負担掛金

⑤支払共済金＝（共済限度額－その年の生葉代金）× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済限度額}}$



過去の共済金支払状況



◎凍霜害による品質の低下や単価の下落、葉ダニの被害により共済金をお支払しました。

